

## 休憩裁判第3回口頭弁論開催!!

5月12日、大阪地裁で元大二運の車掌・浦谷さん原告の休憩裁判が開催されました。今回は、被告（会社）の「答弁書」（2024年12月2日付け提出）と「被告準備書面（1）」（2025年2月7日付け提出）に対し、原告（浦谷）側の認否、反論として、「原告準備書面（1）」（同年4月28日付け）を提出しました。

この裁判を簡単に言えば、原告浦谷さんが大雪による大幅な列車遅延で、行き先地（東京）で休憩時間を与えられず、出勤から退出まで連続12時間に及ぶ長時間労働を強いられ、勤務終了後に休憩を与えると称して居残りを強要されたことに対し、労基法第34条違反に基づく未払い賃金と、行き先地において不当に折返し時間を削られたことや食事も与えられなかったこと等、不法行為に伴う損害賠償請求をした裁判です。

### <この裁判で原告浦谷さんが一番訴えたいこと>

被告、原告が携わっている鉄道輸送において、人の命を軽んじてはならないということです。原告浦谷さんは、この裁判でこのことを念頭に置き判断して欲しいということを、「原告準備書面（1）」の冒頭の「はじめに」で、以下のように訴えました。

#### はじめに

本件は、未払い賃金と不法行為に損害賠償を請求した事件である。

しかし、原告が本件で一番訴えたいことは、被告、原告が携わっている鉄道輸送において、人の生命を軽んじてはならないということである。そのことを根底におき本件での原告の訴を考えて欲しいということである。

本年は、2005年4月25日に発生したJR西日本福知山線脱線事故から20年になる。福知山線脱線事故では、脱線した電車を運転していた運転士も含め107名が死亡、562名が負傷された。鉄道輸送では一歩間違えたらこのような大惨事が発生する。したがって、被告、原告が携わっている高速、大量輸送である新幹線の場合、より安全を最優先にする必要がある。

本件は、被告が、乗客の輸送、しかも大量に高速運転で行うという新幹線において、原告ら乗務員に労基法第34条に定められた休憩時間を、与えようとすれば与えられたのに与えず、大人数の乗客の命を預かる乗務員に肉体的、精神的苦痛を与えたままで新幹線乗務労働を強制した。そのことにより、最悪の場合、乗務員の命にもかかわる身体的異常を発生させたり、それにともない乗客を危険にさらす事故が発生したかもしれない。そのような場合、取り返しのつかないことになる事をも念頭に置き、本件は判断されるべき事件である。

原告は、本書面の冒頭、改めてこのことを強く訴えたい。

**全乗務員の皆さん！ 是非、高速大量輸送である新幹線の安全運行を直接担う乗務員として、この裁判を注目して下さい！！**

**次回は、7月28日 11時～  
大阪地方裁判所第809号法廷で開催されます。**